

## 南極海における鯨類捕獲調査事業の継続等を求める意見書

わが国が1987年から実施している鯨類捕獲調査は、「国際捕鯨取締条約第8条」に基づく、国際条約により認められた行為である。

しかし、米国の反捕鯨団体「シーシェパード」による南極海の捕獲調査に対する妨害が年々過激さを増し、今季の調査では、乗組員の安全を守るため、切り上げを余儀なくされた。

2006年、2007年の国際捕鯨委員会（IWC）総会において、全会一致でシーシェパードの妨害行為に対する非難を決議し、2008年の中間会合で抗議船の船籍国に対応を要請しているにもかかわらず、抗議船の船籍国や寄港国は、シーシェパードの妨害活動を容認しているのが現状である。

また、本県の太地町は、捕鯨発祥の地として400年以上の歴史があり、現在も小型捕鯨業や鯨類追込網漁業が営まれているが、海外からやってくる反捕鯨団体等のターゲットとなり、漁業の妨害や精神的な攻撃を繰り返し受けてきた。

さらに、昨年3月に鯨類追込網漁業を隠し撮りした映画「ザ・ユーヴ」の米国アカデミー賞受賞以来、町にはシーシェパード等のメンバーが常駐し、漁業者を執拗に挑発するなど反対活動がエスカレートしつつあり、漁業関係者の方々の置かれている状況を踏まえると、早急な対応が必要である。

よって、国におかれては、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 鯨類資源を把握し持続的に有効利用することの正当性を反捕鯨国に訴え、反捕鯨団体の活動を排除し、来季以降の捕獲調査を継続して実施すること。
- 2 地元漁業者が安心して操業できるよう、適切な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月9日

和歌山県議会議長 谷 洋一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

農林水産大臣

水産庁長官